

電気需給約款（高圧・特別高圧）の新旧対照表

	（新）電気需給約款（高圧・特別高圧）（2025年1月1日実施）	（旧）電気需給約款（高圧・特別高圧）（2024年8月1日実施）
名 称	電気需給約款（高圧・特別高圧）	電気需給約款（高圧・特別高圧）
I 総 則	<p>1 適用</p> <p>この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は当社に電気の需給に係る本約款を内容とする契約（以下「需給契約」といいます。）の申し込みをされたお客さまに関し、中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域内のお客さまの需要場所に対して、当社が中部電力パワーグリッド株式会社または配電事業者と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。</p> <p>2 本約款等の変更</p> <p>(1) 一般送配電事業者(3(定義)(13)に規定する一般送配電事業者をいいます。)または配電事業者(3(定義)(14)に規定する配電事業者をいいます。)(以下「一般送配電事業者等」といいます。)が定める託送供給等約款(3(定義)(28)に規定する託送供給等約款をいいます。)およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)が変更された場合、法令・条例または規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法548条の4の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなく本約款の内容を変更することがあります。この場合、原則として、約款変更を行った日から、変更後の本約款によるものとします。</p> <p>なお、当社は、本約款を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法(以下「当社が適切と判断した方法」といいます。)によりお知らせいたします。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 定義</p> <p>次の言葉は、需給契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 小型機器</p> <p>主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧<u>（標準電圧 100 ボルト または 200 ボルトをいいます。）</u>の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>【削除】</p> <p>(9) 契約電力</p> <p>(略)</p> <p>(10) 最大需要電力</p> <p><u>託送約款等に定める、30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。</u></p> <p>【削除】</p>	<p>1 適用</p> <p>この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は当社に電気の需給に係る本約款を内容とする契約（以下「需給契約」といいます。）の申し込みをされたお客さまに関し、中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域内のお客さまの需要場所に対して、当社が中部電力パワーグリッド株式会社または配電事業者と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。</p> <p>2 本約款等の変更</p> <p>(1) 一般送配電事業者(3(定義)(15)に規定する一般送配電事業者をいいます。)または配電事業者(3(定義)(16)に規定する配電事業者をいいます。)(以下「一般送配電事業者等」といいます。)が定める託送供給等約款(3(定義)(30)に規定する託送供給等約款をいいます。)およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)が変更された場合、法令・条例または規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法548条の4の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなく本約款の内容を変更することがあります。この場合、原則として、約款変更を行った日から、変更後の本約款によるものとします。</p> <p>なお、当社は、本約款を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法(以下「当社が適切と判断した方法」といいます。)によりお知らせいたします。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 定義</p> <p>次の言葉は、需給契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 小型機器</p> <p>主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) 契約容量</p> <p><u>お客さまが契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。</u></p> <p>(10) 契約電力</p> <p>(略)</p> <p>(11) 最大需要電力</p> <p><u>お客さまの使用された需要電力の最大値であり、一般送配電事業者等によって設置された30分最大需要電力計により計測された値をいいます。これによりがたい場合、30分毎に計測される電力量の最大値の2倍を用いるものといたします。</u></p> <p>(12) 給電指令</p> <p><u>お客さまの電気の使用について、一般送配電事業者等が保安上、需給上または電気の品質維持の観</u></p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
	<p>(11) 消費税等相当額 (略)</p> <p>(12) 消費税率 (略)</p> <p>(13) 一般送配電事業者 (略)</p> <p>(14) 配電事業者 (略)</p> <p>(15) 常時供給電力 (略)</p> <p>(16) 予備電力 (略)</p> <p>(17) 自家発補給電力 (略)</p> <p>(18) 貿易統計 (略)</p> <p>(19) インバランス単価 (略)</p> <p>(20) 約定単価 (略)</p> <p>(21) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量、<u>価額および約定単価</u>の値にもとづき平均燃料価格<u>および平均市場価格</u>を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(22) 燃料費調整額 燃料費の変動を料金に反映させるための制度にもとづいて別紙1 <u>(燃料費調整) (1)ホ</u>により算出された値をいいます。</p> <p>(23) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2 <u>(再生可能エネルギー発電促進賦課金)</u> に定めるところによります。</p> <p>(24) 電気料金 (略)</p> <p>(25) 供給地点 (略)</p> <p>(26) 接続供給</p>	<p><u>点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。</u></p> <p>(13) 消費税等相当額 (略)</p> <p>(14) 消費税率 (略)</p> <p>(15) 一般送配電事業者 (略)</p> <p>(16) 配電事業者 (略)</p> <p>(17) 常時供給電力 (略)</p> <p>(18) 予備電力 (略)</p> <p>(19) 自家発補給電力 (略)</p> <p>(20) 貿易統計 (略)</p> <p>(21) インバランス単価 (略)</p> <p>(22) 約定単価 (略)</p> <p>(23) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(24) 燃料費調整額 燃料費の変動を料金に反映させるための制度にもとづいて別紙1により算出された値をいいます。</p> <p>(25) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるところによります。</p> <p>(26) 電気料金 (略)</p> <p>(27) 供給地点 (略)</p> <p>(28) 接続供給</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)																																								
	(略) (27) 接続供給契約 (略) (28) 託送供給等約款 (略) (29) 夏季、その他季、休日、平日、重負荷時間、昼間時間、夜間時間	(略) (29) 接続供給契約 (略) (30) 託送供給等約款 (略) (31) 夏季、その他季、休日、平日、重負荷時間、昼間時間、夜間時間																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">対象日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">夏季/その他季</td> <td>夏季</td> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> </tr> <tr> <td>その他季</td> <td>毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">休日/平日</td> <td>休日</td> <td>土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>休日以外の日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">重負荷時間/昼間時間/夜間時間</td> <td>重負荷時間</td> <td>日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の <u>午前10時から午後5時</u></td> </tr> <tr> <td>昼間時間</td> <td>日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた<u>午前8時から午後10時</u></td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>重負荷時間と昼間時間以外</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象日時		夏季/その他季	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間	その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間	休日/平日	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日	平日	休日以外の日	重負荷時間/昼間時間/夜間時間	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の <u>午前10時から午後5時</u>	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた <u>午前8時から午後10時</u>	夜間	重負荷時間と昼間時間以外	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">対象日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">夏季/その他季</td> <td>夏季</td> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> </tr> <tr> <td>その他季</td> <td>毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">休日/平日</td> <td>休日</td> <td>土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>休日以外の日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">重負荷時間/昼間時間/夜間時間</td> <td>重負荷時間</td> <td>日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の <u>10時から17時</u></td> </tr> <tr> <td>昼間時間</td> <td>日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた<u>8時から22時</u></td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>重負荷時間と昼間時間以外</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象日時		夏季/その他季	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間	その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間	休日/平日	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日	平日	休日以外の日	重負荷時間/昼間時間/夜間時間	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の <u>10時から17時</u>	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた <u>8時から22時</u>	夜間	重負荷時間と昼間時間以外
項目	対象日時																																									
夏季/その他季	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間																																								
	その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間																																								
休日/平日	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日																																								
	平日	休日以外の日																																								
重負荷時間/昼間時間/夜間時間	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の <u>午前10時から午後5時</u>																																								
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた <u>午前8時から午後10時</u>																																								
	夜間	重負荷時間と昼間時間以外																																								
項目	対象日時																																									
夏季/その他季	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間																																								
	その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間																																								
休日/平日	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日																																								
	平日	休日以外の日																																								
重負荷時間/昼間時間/夜間時間	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の <u>10時から17時</u>																																								
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた <u>8時から22時</u>																																								
	夜間	重負荷時間と昼間時間以外																																								
	4 単位および端数処理 (1) 契約負荷設備 <u>または契約受電設備</u> の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 <u>【削除】</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)	4 単位および端数処理 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 <u>(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)																																								
	5 実施細目 需給契約の実施上必要な細目的事項は、需給契約の趣旨に則り、その <u>つど</u> お客さまと当社との協議によって定めます。	5 実施細目 需給契約の実施上必要な細目的事項は、需給契約の趣旨に則り、その <u>都度</u> お客さまと当社との協議によって定めます。 <u>なお、お客さまは、一般送配電事業者等が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者等との協議を行っていただく必要があります。</u>																																								
II 契約の申し込み	6 需給契約の申し込み (1) お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ <u>本約款および需給契約の内容ならびに</u> 託送約款等におけるお客さまに関する事項を遵守することを承諾のうえ、契約種別、契約電力、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、当社所定の様式によって、申し込みをしていただきます。	6 需給契約の申し込み (1) お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ需給契約の内容 <u>および</u> 託送約款等におけるお客さまに関する事項を遵守することを承諾のうえ、契約種別、契約電力、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、当社所定の様式によって、申し込みをしていただきます。																																								

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
	<p>(2) (略)</p> <p>(3) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申し込みまたは保安用の発電設備、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p> <p>(4) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、業務用自家発補給電力または自家発補給電力の申し込みをしていただきます。<u>また、一般送配電事業者等が定める発電設備系統連系サービス要綱による連系契約を締結する必要があるかを一般送配電事業者等へ確認していただきます。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、</u>お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申し込みまたは保安用の発電設備、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p> <p>(4) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、業務用自家発補給電力または自家発補給電力の申し込みをしていただきます。</p> <p>(5) (略)</p>
	<p>【削除】</p>	<p>7 需給契約の要件</p> <p><u>お客さまに需給契約にもとづき当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者等の供給設備を使用いたします。</u></p> <p><u>それにともない、お客さまには、法令で定める技術要件その他の法令等に従い、かつ一般送配電事業者等が定める託送約款等におけるお客さまにかかわる事項および一般送配電事業者が定める託送供給等約款別冊 2 高圧接続技術要件または同別冊 3 特別高圧接続技術要件を遵守していただきます。</u></p>
	<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 契約期間は、次によります。なお、ロにもとづき契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ 契約期間は、<u>原則として、11</u> (需給の開始) にもとづき定められた需給開始日から、1年間といたします。なお、新たに電気の供給を受ける場合の契約期間は、<u>11</u> (需給の開始) にもとづき定められた需給開始日から、同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の末日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了の3か月前までに、<u>お客さまと当社の双方が、需給契約の終了または変更について申し入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるもの</u>といたします。</p> <p>【削除】</p>	<p>8 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 契約期間は、次によります。なお、ロにもとづき契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ 契約期間は、<u>12</u> (需給の開始) にもとづき定められた需給開始日から、1年間といたします。なお、新たに電気の供給を受ける場合の契約期間は、<u>12</u> (需給の開始) にもとづき定められた需給開始日から、同日が属する月の翌月を期算月として 12 か月目の月の末日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了の3か月前までにお客さま <u>(契約電力が500キロワット以上のお客さまに限りま</u>す。)と当社の双方が需給契約の終了または変更について申し入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p><u>△ 契約期間満了に先だってお客さま (契約電力が500キロワット未満のお客さまに限りま</u>す。)と当社の双方が需給契約の終了または変更の申し入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p>
	<p>8 需要場所</p> <p>(略)</p>	<p>9 需要場所</p> <p>(略)</p>
	<p>9 引込みの単位</p> <p>当社は、<u>託送約款等に定めるところにより、原則として、1</u> 需要場所につき、1 供給電気方式および1 引込みをもって電気を供給いたします。</p>	<p>10 引込みの単位</p> <p>当社は、<u>次の場合を除き、1</u> 需要場所につき、1 供給電気方式および1 引込みをもって電気を供給いたします。</p> <p><u>(1) 予備電力をあわせて契約する場合</u></p> <p><u>(2) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合</u></p>
	<p>10 需給契約の単位</p>	<p>11 需給契約の単位</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)				
	(略)	(略)				
	11 需給の開始 (略)	12 需給の開始 (略)				
	12 需給契約書の作成 お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合、電気の需給契約に関する必要な事項について、電気需給契約書（以下「需給契約書」といいます。）を作成いたします。なお、需給契約書を作成しないときは、当社は、需給契約成立後、電気の需給契約に関する必要な事項について記載した書面（以下「通知書面」といいます。）をお客さまに交付するものとします。	13 需給契約書の作成 お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合、電気の需給契約に関する必要な事項について、電気需給契約書（以下「需給契約書」といいます。）を作成いたします。なお、需給契約書を作成しないときは、当社は、需給契約成立後、電気の需給契約に関する必要な事項について記載した書面（以下「通知書面」といいます。）をお客さまに交付するものとします。				
	13 計量の単位 当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1計量をもって電気を供給いたします。	14 需給の単位 当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1計量をもって電気を供給いたします。				
	14 給電申合書 (略)	15 給電申合書 (略)				
	15 承諾の限界 (略)	16 承諾の限界 (略)				
	16 秘密保持 (略)	17 秘密保持 (略)				
Ⅲ 契約種別の料金	17 契約種別 (略)	18 契約種別 (略)				
	18 特別高圧業務用電力 (1) (略) (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 <u>供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</u>	19 特別高圧業務用電力 (1) (略) (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 <u>供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。</u>				
	(3) 契約電力 イ 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。 【削除】 ロ お客さまが需要場所において、他の需給契約または需給契約以外の契約（以下「他契約」といいます。）により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給は本約款により電気の供給を受けていたものとみなします。	<table border="1"> <tr> <td><u>契約電力 2,000キロワット以上</u> <u>契約電力 10,000キロワット未満</u></td> <td><u>標準電圧 20,000ボルトまたは30,000ボルト</u></td> </tr> <tr> <td><u>契約電力 10,000キロワット以上</u> <u>50,000キロワット未満</u></td> <td><u>標準電圧 70,000ボルト</u></td> </tr> </table> (3) 契約電力 イ 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、 <u>同一業種の負荷率</u> 等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。 ロ <u>一般送配電事業者等が、30分需要電力計を取り付けます。</u> ハ お客さまが需要場所において、他の需給契約または需給契約以外の契約（以下「他契約」といいます。）により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給は本約款により電気の供給を受けていたものとみなします。	<u>契約電力 2,000キロワット以上</u> <u>契約電力 10,000キロワット未満</u>	<u>標準電圧 20,000ボルトまたは30,000ボルト</u>	<u>契約電力 10,000キロワット以上</u> <u>50,000キロワット未満</u>	<u>標準電圧 70,000ボルト</u>
<u>契約電力 2,000キロワット以上</u> <u>契約電力 10,000キロワット未満</u>	<u>標準電圧 20,000ボルトまたは30,000ボルト</u>					
<u>契約電力 10,000キロワット以上</u> <u>50,000キロワット未満</u>	<u>標準電圧 70,000ボルト</u>					
	(4) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。	(4) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。				

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)						
	<p>ただし、基本料金は、需給契約書または通知書面（以下総称して「需給契約書等」といいます。）により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <p>（以下略）</p> <p>(5) 力率割引および割増し</p> <p>力率は、その1か月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、<u>託送約款等に定めるところ</u>により算定いたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。</p>	<p>ただし、基本料金は、需給契約書または通知書面（以下、総称して「需給契約書等」といいます。）により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <p>（以下略）</p> <p>(5) 力率割引および割増し</p> <p>力率は、その1か月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、<u>別紙3（平均力率の算定式）</u>により算定いたします。なお、まったく電気を使用しない<u>月の</u>その1か月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。</p>						
	<p>19 特別高圧電力</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p><u>供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</u></p> <p>(3) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。</p> <p>【削除】</p> <p>ロ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 力率割引および割増し</p> <p>力率は、その1か月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、<u>託送約款等に定めるところ</u>により算定いたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。</p>	<p>20 特別高圧電力</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p><u>供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。</u></p> <table border="1" data-bbox="1768 1035 2754 1304"> <tr> <td><u>契約電力 2,000キロワット以上</u> <u>契約電力 10,000キロワット未満</u></td> <td><u>標準電圧 20,000ボルトまたは30,000ボルト</u></td> </tr> <tr> <td><u>契約電力 10,000キロワット以上</u> <u>50,000キロワット未満</u></td> <td><u>標準電圧 70,000ボルト</u></td> </tr> <tr> <td><u>契約電力 50,000キロワット以上</u></td> <td><u>標準電圧 140,000ボルト</u></td> </tr> </table> <p>(3) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、<u>同一業種の負荷率</u>、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。</p> <p><u>ロ 一般送配電事業者等が、30分需要電力計を取り付けます。</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 力率割引および割増し</p> <p>力率は、その1か月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、<u>別紙3（平均力率の算定式）</u>により算定いたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。</p>	<u>契約電力 2,000キロワット以上</u> <u>契約電力 10,000キロワット未満</u>	<u>標準電圧 20,000ボルトまたは30,000ボルト</u>	<u>契約電力 10,000キロワット以上</u> <u>50,000キロワット未満</u>	<u>標準電圧 70,000ボルト</u>	<u>契約電力 50,000キロワット以上</u>	<u>標準電圧 140,000ボルト</u>
<u>契約電力 2,000キロワット以上</u> <u>契約電力 10,000キロワット未満</u>	<u>標準電圧 20,000ボルトまたは30,000ボルト</u>							
<u>契約電力 10,000キロワット以上</u> <u>50,000キロワット未満</u>	<u>標準電圧 70,000ボルト</u>							
<u>契約電力 50,000キロワット以上</u>	<u>標準電圧 140,000ボルト</u>							

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
	<p>(6) (略)</p> <p>20 高圧業務用電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として <u>50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満</u> (業務用自家発補給電力とあわせて契約する場合は、業務用自家発補給電力の契約電力との合計が 2,000 キロワット未満といたします。) <u>である</u>ものに適用いたします。ただし、お客様の特別の事情、一般送配電事業者等の供給設備の状況等からお客様が高圧で電気の供給を受けることを希望される場合 <u>で、一般送配電事業者等との協議が調ったとき</u>は、お客様と当社との協議によって契約電力が <u>50 キロワット未満であるもの、または、2,000 キロワット以上であるもの</u>についても適用することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p><u>供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合</p> <p>(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 か月の最大需要電力と前 11 か月のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>a~b (略)</p> <p>c 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む 1 か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 <u>12 か月</u>の期間の各月の契約電力 (減少された日を含む 1 か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。) は、契約負荷設備および契約受電設備の内容等を基準として、お客様と当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 か月の期間で、その 1 か月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客様と当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合 (減少された日を含む 1 か月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客様と当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合といたします。) <u>は</u>、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。</p> <p>(ロ) <u>業務用自家発補給電力</u>と同一計量される場合で、<u>業務用自家発補給電力</u>によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 か月の<u>業務用自家発補給電力</u>の供給時間中における <u>30 分ごとの需要電力の最大値</u>から<u>業務用自家発補給電力</u>のその 1 か月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 か月の<u>業務用自家発補給電力</u>の供給時間以外の時間における <u>30 分ごとの需要</u></p>	<p>(6) (略)</p> <p>21 高圧業務用電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット未満 (業務用自家発補給電力とあわせて契約する場合は、業務用自家発補給電力の契約電力との合計が 2,000 キロワット未満といたします。) <u>であり、かつ、次のいずれかに該当する</u>ものに適用いたします。ただし、お客様の特別の事情、一般送配電事業者等の供給設備の状況等からお客様が高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客様と当社との協議によって契約電力が 2,000 キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p><u>イ 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客様が希望されるときは、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。</u></p> <p><u>ロ 使用する電灯または小型機器について、契約電流 (10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) および契約容量 (1 キロボルトアンペア=1 キロワットとみなします。) と使用する動力の契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。</u></p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p><u>供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は標準電圧 6,000 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合</p> <p>(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 か月の最大需要電力と前 11 か月のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>a~b (略)</p> <p>c 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む 1 か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 <u>12 か月</u>の期間の各月の契約電力 (減少された日を含む 1 か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。) は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、<u>同一業種の負荷率、操業度</u>等を基準として、お客様と当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 か月の期間で、その 1 か月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客様と当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合 (減少された日を含む 1 か月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客様と当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。</p> <p>(ロ) <u>各月の自家発補給電力</u>と同一計量される場合で、<u>自家発補給電力</u>によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 か月の<u>自家発補給電力</u>の供給時間における <u>30 分最大需要電力計の値</u>から<u>自家発補給電力</u>のその 1 か月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 か月の<u>自家発補給電力</u>の供給時間以外の時間における <u>30 分最大需要電力計の値</u>のうちいずれか大きい値</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
	<p><u>電力の最大値</u>のうちいずれか大きい値を、その1か月の最大需要電力とみなします。</p> <p>【削除】</p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合</p> <p>(イ) 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。</p> <p>なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。</p> <p>(ロ) <u>業務用自家発補給電力</u>と同一計量される場合で、<u>業務用自家発補給電力</u>によって電気を使用されたときは、原則としてその1か月の<u>業務用自家発補給電力</u>の供給時間中における<u>30分ごとの需要電力の最大値</u>から<u>業務用自家発補給電力</u>のその1か月の最大需要電力を差し引いた値とその1か月の<u>業務用自家発補給電力</u>の供給時間以外の時間における<u>30分ごとの需要電力の最大値</u>のうちいずれか大きい値を、その1か月の最大需要電力とみなします。</p> <p>【削除】</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ お客さまが<u>当該</u>需要場所において、他契約により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給は<u>本約款</u>により電気の供給を受けていたものとみなします。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 力率割引および割増し</p> <p>力率は、その1か月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、<u>託送約款等に定めるところ</u>により算定いたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。</p>	<p>を、その1か月の最大需要電力とみなします。</p> <p><u>(ハ) 一般送配電事業者等が、30分最大需要電力計を取り付けます。</u></p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合</p> <p>(イ) 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、<u>同一業種の負荷率、操業度</u>等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。</p> <p>なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。</p> <p>(ロ) <u>自家発補給電力</u>と同一計量される場合で、<u>自家発補給電力</u>によって電気を使用されたときは、原則としてその1か月の<u>自家発補給電力</u>の供給時間中における<u>30分最大需要電力計の値</u>から<u>自家発補給電力</u>のその1か月の最大需要電力を差し引いた値とその1か月の<u>自家発補給電力</u>の供給時間以外の時間における<u>30分最大需要電力計の値</u>のうちいずれか大きい値を、その1か月の最大需要電力とみなします。</p> <p><u>(ハ) 一般送配電事業者等が、30分最大需要電力計を取り付けます。</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ お客さまが需要場所において、他契約により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給は<u>この約款</u>により電気の供給を受けていたものとみなします。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 力率割引および割増し</p> <p>力率は、その1か月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、<u>別紙3(平均力率の算定式)</u>により算定いたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。</p>
	<p>21 高圧電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として<u>50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満</u>（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）<u>である</u>ものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、一般送配電事業者等の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合<u>で、一般送配電事業者等との協議が調ったとき</u>は、お客さまと当社との協議によって契約電力が<u>50キロワット未満であるもの、または、2,000キロワット以上であるもの</u>についても適用することがあります。</p>	<p>22 高圧電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット未満（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）<u>であり、かつ、次のいずれかに該当するもの</u>に適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、一般送配電事業者等の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p><u>イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときには、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。</u></p> <p><u>ロ 使用する電灯または小型機器について、契約電流（10アンペアを1キロワットとみなします。）および契約容量（1キロボルトアンペア=1キロワットとみなします。）と使用する動力の契約</u></p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
	<p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 <u>供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力が500キロワット未満の場合</p> <p>(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 <u>12か月</u>の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12か月の期間で、その1か月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。</p> <p>(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1か月の自家発補給電力の供給時間中における <u>30分ごとの需要電力の最大値</u>から自家発補給電力のその1か月の最大需要電力を差し引いた値とその1か月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における <u>30分ごとの需要電力の最大値</u>のうちいずれか大きい値を、その1か月の最大需要電力とみなします。</p> <p><u>【削除】</u></p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合</p> <p>(イ) 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。</p> <p>なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。</p> <p>(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則としてその1か月の自家発補給電力の供給時間中における <u>30分ごとの需要電力の最大値</u>から自家発補給電力のその1か月の最大需要電力を差し引いた値とその1か月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における <u>30分ごとの需要電力の最大値</u>のうちいずれか大きい値を、その1か月の最大需要電力とみなします。</p>	<p><u>電力との合計が原則として50キロワット以上であること。</u></p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 <u>供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力が500キロワット未満の場合</p> <p>(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 <u>12カ月</u>の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、<u>同一業種の負荷率</u>、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12か月の期間で、その1か月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。</p> <p>(ロ) <u>各月の</u>自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1か月の自家発補給電力の供給時間における <u>30分最大需要電力計の値</u>から自家発補給電力のその1か月の最大需要電力を差し引いた値とその1か月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における <u>30分最大需要電力計の値</u>のうちいずれか大きい値を、その1か月の最大需要電力とみなします。</p> <p><u>(ハ) 一般送配電事業者等が、30分最大需要電力計を取り付けます。</u></p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合</p> <p>(イ) 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、<u>同一業種の負荷率</u>、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。</p> <p>なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。</p> <p>(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則としてその1か月の自家発補給電力の供給時間中における <u>30分最大需要電力計の値</u>から自家発補給電力のその1か月の最大需要電力を差し引いた値とその1か月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における <u>30分最大需要電力計の値</u>のうちいずれか大きい値を、その1か月の最大需要電力とみなします。</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
	<p>【削除】</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ お客さまが当該需要場所において、他契約により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給は本約款により電気の供給を受けていたものとみなします。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 力率割引および割増し</p> <p>力率は、その1か月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定いたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>ハ) 一般送配電事業者等が、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ お客さまが当該需要場所において、他契約により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給はこの約款により電気の供給を受けていたものとみなします。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 力率割引および割増し</p> <p>力率は、その1か月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、別紙3 (平均力率の算定式)により算定いたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。</p> <p>(7) (略)</p>
	<p>22 業務用自家発補給電力</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力とし、以下同様といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないものといたします。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(3) 電気料金</p> <p>(前略)</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、お客さまが供給を受ける特別高圧業務用電力または高圧業務用電力と同一といたします。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 特別高圧業務用電力または高圧業務用電力と同一計量される場合の最大需要電力</p> <p>(略)</p> <p>イ 高圧業務用電力の契約電力を20（高圧業務用電力）(4)イによって定めるお客さまの場合で、業務用自家発補給電力の需要電力の最大値が業務用自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1か月の最大需要電力とみなします。</p> <p>ロ 特別高圧業務用電力のお客さままたは高圧業務用電力の契約電力を20（高圧業務用電力）(4)ロによって定めるお客さまの場合で、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係るその1か</p>	<p>23 業務用自家発補給電力</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力とし、以下同様といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないものといたします。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(3) 電気料金</p> <p>(前略)</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 特別高圧業務用電力または高圧業務用電力と同一計量される場合の最大需要電力</p> <p>(略)</p> <p>イ 高圧業務用電力と同一計量される場合で、高圧業務用電力の契約電力を21（高圧業務用電力）(4)イによって定めるお客さまが業務用自家発補給電力を使用した場合、業務用自家発補給電力の契約電力をその1か月の最大需要電力とみなします。ただし、業務用自家発補給電力の需要電力の最大値が業務用自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1か月の最大需要電力とみなします。</p> <p>ロ 特別高圧業務用電力のお客さままたは高圧業務用電力の契約電力を21（高圧業務用電力）(4)ロによって定めるお客さまが自家発補給電力を使用した場合、業務用自家発補給電力の使用</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
	<p><u>月の最大需要電力等</u>が特別高圧業務用電力または高圧業務用電力の契約電力と業務用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が業務用自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1か月の最大需要電力とみなします。<u>なお、超過の原因が明らかでないときは、特別高圧業務用電力または高圧業務用電力と業務用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1か月の最大需要電力とみなします。</u></p> <p>(7) 特別高圧業務用電力または高圧業務用電力と同一計量される場合の使用電力量</p> <p>イ 使用電力量は、業務用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に業務用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。</p> <p>なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれの基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、業務用自家発補給電力の使用の<u>つど</u>選択することはできません。</p> <p>また、基準の電力の算定にあたり次の (イ)、(ロ) または (ハ) によりがたい場合は、お客さまと当社との協議により (イ)、(ロ) または (ハ) に準じて決定いたします。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>ロ 業務用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力の使用電力量を算定することが<u>不適當</u>と認められる場合は、業務用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力の使用電力量といたします。</p> <p>ハ 業務用自家発補給電力の使用電力量は、原則として業務用自家発補給電力の最大需要電力に業務用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。</p> <p>(8) (略)</p>	<p><u>時間中における 30 分最大需要電力計の値を特別高圧業務用電力または高圧業務用電力と業務用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1か月の最大需要電力とみなします。ただし、業務用自家発補給電力の使用時間中の1か月の30分最大需要電力量計の値が特別高圧業務用電力または高圧業務用電力の契約電力と業務用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が業務用自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1か月の最大需要電力とみなします。</u></p> <p>(7) 特別高圧業務用電力または高圧業務用電力と同一計量される場合の使用電力量</p> <p>イ 使用電力量は、業務用自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に業務用自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。</p> <p>なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれの基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、業務用自家発補給電力の使用の<u>都度</u>選択することはできません。</p> <p>また、基準の電力の算定にあたり次の (イ)、(ロ) または (ハ) によりがたい場合は、お客さまと当社との協議により (イ)、(ロ) または (ハ) に準じて決定いたします。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>ロ 業務用自家発補給電力の継続した使用期間を通算して業務用自家発補給電力の使用電力量を算定することが<u>不適切</u>と認められる場合は、業務用自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を業務用自家発補給電力の使用電力量といたします。</p> <p>ハ 業務用自家発補給電力の使用電力量は、原則として<u>業務用自家発補給電力の契約電力に業務用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。ただし、業務用自家発補給電力の最大需要電力が業務用自家発補給電力の契約電力をこえた場合は、業務用自家発補給電力の最大需要電力に業務用自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないもの</u>といたします。</p> <p>(8) (略)</p>
	<p>23 自家発補給電力</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 電気料金 (前略)</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。<u>なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、お客さまが供給を受ける特別高圧電力または高圧電力と同一といたします。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 特別高圧電力または高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力 (略)</p> <p>イ 高圧電力の契約電力を 21 (高圧電力) (4) イによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要</p>	<p>24 自家発補給電力</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 電気料金 (前略)</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 特別高圧電力または高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力 (略)</p> <p>イ 高圧電力の契約電力を 22 (高圧電力) (4) イによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
	<p>電力の最大値をその1か月の最大需要電力とみなします。</p> <p>ロ 特別高圧電力のお客さまの場合または高圧電力の契約電力を <u>21</u> (高圧電力) (4) ロによって定めるお客さまの場合で、<u>託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係るその1か月の最大需要電力等</u>が特別高圧電力または高圧電力の契約電力と自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1か月の最大需要電力とみなします。</p> <p>なお、超過の原因が明らかでないときは、特別高圧電力または高圧電力と自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1か月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(7) 特別高圧電力または高圧電力と同一計量される場合の使用電力量</p> <p>イ 使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。</p> <p>なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれの基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。</p> <p>また、基準の電力の算定にあたり次の (イ)、(ロ) または (ハ) によりがたい場合は、お客さまと当社との協議により (イ)、(ロ) または (ハ) に準じて決定いたします。</p> <p>(イ) 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における特別高圧電力または高圧電力の平均電力</p> <p>(ロ) 自家発補給電力の使用の前3か月間における特別高圧電力または高圧電力の平均電力</p> <p>(ハ) 自家発補給電力の使用の前3日間における特別高圧電力または高圧電力の平均電力</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の<u>最大需要電力</u>に自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>電力の最大値をその1か月の最大需要電力とみなします。</p> <p>ロ 特別高圧電力のお客さまの場合または高圧電力の契約電力を <u>22</u> (高圧電力) (4) ロによって定めるお客さまの場合で、<u>その1か月の30分最大需要電力量計の値</u>が特別高圧電力または高圧電力の契約電力と自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1か月の最大需要電力とみなします。</p> <p>なお、超過の原因が明らかでないときは、特別高圧電力または高圧電力と自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1か月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(7) 特別高圧電力または高圧電力と同一計量される場合の使用電力量</p> <p>イ 使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。</p> <p>なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれの基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。</p> <p>また、基準の電力の算定にあたり次の (イ)、(ロ) または (ハ) によりがたい場合は、お客さまと当社との協議により (イ)、(ロ) または (ハ) に準じて決定いたします。</p> <p>(イ) 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における特別高圧<u>業務用</u>電力または高圧電力の平均電力</p> <p>(ロ) 自家発補給電力の使用の前3か月間における特別高圧<u>業務用</u>電力または高圧電力の平均電力</p> <p>(ハ) 自家発補給電力の使用の前3日間における特別高圧<u>業務用</u>電力または高圧電力の平均電力</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の<u>契約電力</u>に自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。</p> <p>(8) (略)</p>
	<p>24 予備電力</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものといたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1 (燃料費調整) (1) ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1 (燃料費調整) (1) ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1 (燃料費調整) (1) ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1 (燃料費調整) (1) ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>なお、<u>特別高圧業務用電力または特別高圧電力の需給契約を締結しているお客さま</u>が高圧で供給を受ける場合には、次のとおり、取り扱います。</p> <p>イ 契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率 (この場合の損失率は、3パーセントといたします。) で修正したものといたします。</p> <p>ロ 使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率 (この場合の損失率は、3パーセントといたします。) で修正したものといたします。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>25 予備電力</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものといたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、別紙1 (燃料費調整) (1) ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1 (燃料費調整) (1) ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1 (燃料費調整) (1) ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1 (燃料費調整) (1) ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>なお、高圧で供給を受ける場合には、次のとおり、取り扱います。</p> <p>イ 契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率 (この場合の損失率は、3パーセントといたします。) で修正したものといたします。</p> <p>ロ 使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率 (この場合の損失率は、3パーセントといたします。) で修正したものといたします。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
IV 料金の算定および支払い	25 料金の適用開始の時期 (略)	26 料金の適用開始の時期 (略)
	【削除】	27 検針日 <u>検針日は、託送約款等に定める検針日といたします。</u>
	26 料金の算定および算定期間 (1) 料金は、 <u>需給契約書等に記載の</u> 料金を適用して算定し、その算定期間は、「1か月」とし、原則として毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、契約を開始した月は契約開始日から当該月末日までの期間、契約を終了した月は当該月1日から契約終了日までの期間といたします。 (2) <u>料金算定は、原則として毎月第3営業日から第5営業日までにを行います。一般送配電事業者等からの使用電力量および最大需要電力の受領が遅れた場合、原則として第5営業日に料金算定を行います。なお、営業日とは、日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日および12月30日（以下、「当社が定める休日」といいます。）以外の日を行います。</u>	28 料金の算定および算定期間 料金は、 <u>需給契約ごとに当該契約種別の</u> 料金を適用して算定し、その算定期間は、「1か月」とし、原則として毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、契約を開始した月は契約開始日から当該月末日までの期間、契約を終了した月は当該月1日から契約終了日までの期間といたします。
	27 使用電力量等の算定 (1) <u>使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。</u> <u>また、料金の算定期間における使用電力量は、(3)または(4)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。</u> <u>なお、電力量料金に料金区分を有する場合、料金の算定期間における各料金区分の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、各料金区分に、料金の算定期間において合計した値といたします。</u> (2) <u>当社は、一般送配電事業者等から受領した検針の結果を、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。</u> (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、 <u>託送約款等の定めるところにより</u> 、お客さまと当社との協議によって定めます。 (4) 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できない <u>とき</u> 等は、使用電力量または最大需要電力は、 <u>託送約款等の定めるところにより</u> 、お客さまと当社との協議によって定めます。	29 使用電力量等の計量 (1) <u>使用電力量、最大需要電力および力率は、原則として、一般送配電事業者等が設置した記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。ただし、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。なお、当社から通知される使用電力量、最大需要電力および力率の計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。</u> (2) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、 <u>別紙4(使用電力量等の協定)を基準として</u> 、お客さまと当社との協議によって定めます。 (3) 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できない <u>時</u> 等は、使用電力量または最大需要電力は、お客さまと当社との協議によって定めます。
	28 日割計算 (1) 当社は、 26 (料金の算定および算定期間)に定める算定期間が1か月に満たない場合は、次により料金を算定いたします。 イ～ハ (略) (2) 日割計算をする場合は、日割計算対象日数には <u>開始日</u> 、再開日、停止日および終了日を含みます。ただし、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。 【削除】	30 日割計算 (1) 当社は、 28 (料金の算定および算定期間)に定める算定期間が1か月に満たない場合は、次により料金を算定いたします。 イ～ハ (略) (2) 日割計算をする場合は、日割計算対象日数には再開日、停止日および終了日を含みます。ただし、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。 <u>(3) 日割計算をする場合には、必要に応じてその都度計量値の確認をいたします。</u>
29 料金の支払義務および支払い (1)～(2) (略) (3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日	31 料金の支払義務および支払い (1)～(2) (略) (3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日	

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)				
	<p>の翌日から起算して30日目が、<u>当社が定める休日</u>の場合には、その直後の当社が定める休日でない日を支払期限日といたします。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>の翌日から起算して30日目が、<u>日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日および12月30日(以下、「当社が定める休日」といいます。)</u>の場合には、その直後の当社が定める休日でない日を支払期限日といたします。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>				
	<p>30 料金および延滞利息の支払方法</p> <p>(1) お客さまは、料金(31(延滞利息)の規定による延滞利息を含みます。)を原則として口座振替により、当社が指定した金融機関を通じて、毎月お支払いいただきます。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社または当社が指定した債権管理回収業者に関する特別措置法にもとづく債権回収会社が作成した払込書により、当社が指定した金融機関(以下「金融機関等」といいます。)でお支払いいただきます。</p> <p>なお、当社が指定した債権回収会社が作成した払込書により、金融機関等で収納制度を利用してお支払いいただく際には、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>32 料金および延滞利息の支払方法</p> <p>(1) お客さまは、料金(33(延滞利息)の規定による延滞利息を含みます。)を原則として口座振替により、当社が指定した金融機関を通じて、毎月お支払いいただきます。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社または当社が指定した債権管理回収業者に関する特別措置法にもとづく債権回収会社が作成した払込書により、当社が指定した金融機関(以下「金融機関等」といいます。)でお支払いいただきます。</p> <p>なお、当社が指定した債権回収会社が作成した払込書により、金融機関等で収納制度を利用してお支払いいただく際には、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p> <p>(8) (略)</p>				
	<p>31 延滞利息</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 延滞利息の支払義務は、32(料金および延滞利息の支払順序)の適用にあたっては、(3)の規定にもとづき、あわせて支払っていただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>33 延滞利息</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 延滞利息の支払義務は、34(料金および延滞利息の支払順序)の適用にあたっては、(3)の規定にもとづき、あわせて支払っていただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。</p> <p>(5) (略)</p>				
	<p>32 料金および延滞利息の支払順序</p> <p>(略)</p>	<p>34 料金および延滞利息の支払順序</p> <p>(略)</p>				
	<p>33 保証金</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当社は、(2)に規定する保証金の預かり期間経過後、または47(需給契約の終了)もしくは49(解約等)の規定により需給契約が終了したときは、保証金とその利息との合計額((3)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額をいいます。)をすみやかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年0.024パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</p>	<p>35 保証金</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当社は、(2)に規定する保証金の預かり期間経過後、または55(需給契約の終了)もしくは57(解約等)の規定により需給契約が終了したときは、保証金とその利息との合計額((3)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額をいいます。)をすみやかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年0.024パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</p>				
	<p>34 帳票発行手数料</p> <p><u>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、原則として、以下に定める各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料をお客さまに請求いたします。なお、帳票発行手数料は、原則として、帳票が発行された直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</u></p> <p><u>イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合</u></p> <p><u>ロ お客さまが、料金を払込みの方法でお支払いいただく場合で、当社が払込書を発行した場合</u></p> <p><u>(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>イ (1)イの場合</u></p> <table border="1"> <tr> <td>1 料金の算定期間および1通につき</td> <td>130円(税込)</td> </tr> </table> <p><u>ロ (1)ロの場合</u></p> <table border="1"> <tr> <td>1 料金の算定期間および1通につき</td> <td>250円(税込)</td> </tr> </table>	1 料金の算定期間および1通につき	130円(税込)	1 料金の算定期間および1通につき	250円(税込)	<p>【新設】</p>
1 料金の算定期間および1通につき	130円(税込)					
1 料金の算定期間および1通につき	250円(税込)					
V 使用および需給	<p>35 適正契約の保持</p> <p>(略)</p>	<p>36 適正契約の保持</p> <p>(略)</p>				

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
	<p>36 契約電力の超過</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約超過金は、<u>原則として</u>契約電力をこえて電気を使用した月の料金の支払期限日までに支払っていただきます。</p>	<p>37 契約電力の超過</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用した月の料金の支払期限日までに支払っていただきます。</p>
	<p>【削除】</p>	<p>38 力率の保持</p> <p><u>(1) 需要場所の負荷の力率は、原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。</u></p> <p><u>なお、進相用コンデンサの開放、自動的に力率を調整する装置の設置等により、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。</u></p> <p><u>(2) 当社は、一般送配電事業者等の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要である場合には、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。</u></p> <p><u>なお、この場合の 1 か月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。</u></p>
	<p>【削除】</p>	<p>39 電気の使用にともなう技術要件等</p> <p><u>(1) お客さまの電気工作物を一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、次の事項を遵守していただきます。</u></p> <p><u>イ 法令で定める技術基準、その他の法令等</u></p> <p><u>ロ 託送供給等約款別冊 2 高圧接続技術要件または同別冊 3 特別高圧接続技術要件に定める技術要件等</u></p> <p><u>ハ 一般送配電事業者等が、一般送配電事業者等の既設設備の状況等を勘案したうえで、技術的に適当と認める方法</u></p> <p><u>(2) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼしもしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、一般送配電事業者等がその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</u></p> <p><u>イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合</u></p> <p><u>ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合</u></p> <p><u>ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合</u></p> <p><u>ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合</u></p> <p><u>ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</u></p> <p><u>(3) お客さまが発電設備を一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)が適用されるものとし、(2)に準ずるものとしたします。</u></p> <p><u>また、この場合には、一般送配電事業者等の定める発電設備系統連系サービス要綱による連系契約を別途一般送配電事業者等との間で締結していただきます。</u></p>
	<p>37 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社は、<u>次の業務を実施するため</u>、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p>	<p>40 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p><u>当社が需給契約の遂行上、お客さまの需要場所への立入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者等から次の立入り業務を実施する旨の要請があった場合、当社または一般送配電事業者等は、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客</u></p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
	<p>なお、お客さまの求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>(1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、<u>受電設備</u>もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認に関する業務</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>(2) <u>その他本約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務</u></p>	<p>さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客さまの求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) <u>供給地点に至るまでの一般送配電事業者等の供給設備または計量器等お客さまの需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査に関する業務</u></p> <p>(2) <u>60（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等に関する業務</u></p> <p>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、<u>契約負荷設備、契約主開閉器</u>もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または<u>お客さま</u>の電気の使用用途の確認に関する業務</p> <p>(4) <u>計量器の検針または計量値の確認に関する業務</u></p> <p>(5) <u>44（供給の停止）、55（需給契約の終了）(1)または57（解約等）にもとづく供給の停止および契約の終了により必要な処置に関する業務</u></p> <p>(6) <u>その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</u></p>
	<p>【削除】</p>	<p>41 託送供給等の準備に対する協力</p> <p><u>お客さまは、電気の供給の実施にともない一般送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。</u></p>
	<p>【削除】</p>	<p>42 施設場所の提供</p> <p><u>次の場合において、一般送配電事業者等から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合にはお客さまはそれらの場所を無償で提供していただくものといたします。</u></p> <p>(1) <u>お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、変圧器、接続装置等の供給設備を施設する場合</u></p> <p>(2) <u>料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取り付ける場合</u></p> <p>(3) <u>接続装置を施設する場合</u></p> <p>(4) <u>需要場所の電流制限器の取付けをする場合</u></p>
	<p>【削除】</p>	<p>43 お客さまの電気工作物の使用</p> <p><u>次に掲げるお客さまの所有物については、一般送配電事業者等が、無償で使用することができるものといたします。</u></p> <p>(1) <u>お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）</u></p> <p>(2) <u>お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物</u></p> <p>(3) <u>お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な次の付帯設備</u></p> <p><u>イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）</u></p> <p><u>ロ お客さまの土地または建物に施設されるハンドホール</u></p> <p><u>ハ お客さまの建物の改修を必要とする設備およびお客さまの工事と同時またはそれ以前に施設</u></p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
		<p><u>しなければならない設備</u></p> <p><u>ニ その他上記イからハに準ずる設備</u></p> <p><u>(4) お客様の希望によって、お客様の負担でお客様が取り付けした計量器の付属装置または変成器の2次配線等</u></p> <p><u>(5) 一般送配電事業者等が記録型計量器に記録された計量値等を伝送するためにお客様の電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客様の電気工作物</u></p>
	<p>38 供給の停止</p> <p>(1) <u>託送約款等の定めるところにより、一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。</u></p> <p>【削除】</p> <p>(2) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨の警告<u>をしても</u>改めない場合には、一般送配電事業者等は、<u>当社の求めに応じ、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。</u></p> <p>【削除】</p> <p><u>イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</u></p> <p><u>ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合</u></p> <p>【削除】</p> <p><u>ハ 37 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</u></p> <p>【削除】</p> <p><u>ニ お客様が契約電力をこえて電気を使用される場合に、当社が 35 (適正契約の保持) によって契約の変更を求めても応じていただけない場合</u></p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p>	<p>44 供給の停止</p> <p>(1) <u>お客様が次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者等により電気の供給の停止が行われることがあります。</u></p> <p><u>イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</u></p> <p><u>ロ 需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合</u></p> <p><u>ハ 一般送配電事業者等以外の者が、一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続を行った場合</u></p> <p>(2) お客様が次のいずれかに該当し、<u>一般送配電事業者等から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客様に対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者等により、電気の供給の停止が行われることがあります。</u></p> <p><u>イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合</u></p> <p><u>ロ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者等の電線路を使用、または電気を使用された場合</u></p> <p><u>ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合</u></p> <p><u>ニ 7 (需給契約の要件) を欠くに至った場合</u></p> <p><u>ホ 40 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社および一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、お客様が本約款において、一般送配電事業者等の求めに応じること、一般送配電事業者等に権限を付与することもしくは一般送配電事業者等に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者等に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合</u></p> <p><u>ヘ 39 (電気の使用にともなう技術要件等) によって必要となる措置を講じない場合</u></p> <p>(3) <u>お客様が次のいずれかに該当し、一般送配電事業者等から当社がその改善を求められ、当社がお客様にその改善を求めた場合で、一般送配電事業者等から当社が、36 (適正契約の保持) に定める接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することおよび適正な使用状態への修正を求められ、その変更または修正に必要な限度で当社がお客様に需給契約の変更または使用状態の修正を求めたにもかかわらず、お客様がその変更または修正に応じていただけないときには、一般送配電事業者等による、供給の停止が行われることがあります。</u></p> <p><u>イ 契約電力をこえて接続供給を利用される場合</u></p> <p><u>ロ 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合 (接続供給契約の内容が、従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限りです。)</u></p> <p>(4) <u>お客様がその他託送約款等に反した場合には、一般送配電事業者等により、託送供給の停止が行われることがあります。</u></p> <p>(5) <u>(1)から(4)によって供給の停止が行われる場合には、一般送配電事業者等により、お客様および</u></p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
	<p><u>ホ お客さまがその他本約款に反した場合</u></p>	<p><u>一般送配電事業者等の供給設備において、供給の停止のための適当な処置が行われます。</u> <u>なお、必要に応じて、一般送配電事業者等によりお客さまに供給する電力をしゃ断する開閉器の封印が行われます。</u> <u>また、停止のための適当な処置を行う場合には、一般送配電事業者等によりその旨を文書等によりお客さまにお知らせされる場合があります。</u></p> <p>【新設】</p>
	<p>39 供給停止の解除 <u>38 (供給の停止) によって一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</u></p>	<p>45 供給停止の解除 <u>44 (供給の停止) によって供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、一般送配電事業者等から当社に対する電気の供給が再開されたときには、当社による、電気の供給が開始されます。</u></p>
	<p>40 供給停止期間中の料金 <u>38 (供給の停止) によって一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 28 (日割計算) により日割計算をして、料金を算定いたします。</u></p>	<p>46 供給停止期間中の料金 <u>44 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 30 (日割計算) により日割計算をして、料金を算定いたします。</u></p>
	<p>41 違約金 (1) お客さまが、お客さまの需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用された場合、および <u>38 (供給の停止)</u> (2) <u>イもしくはロ</u> に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1) の免れた金額は、<u>適正な</u> 供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 か月以内で <u>当社</u> が決定した期間といたします。</p>	<p>47 違約金 (1) お客さまが、お客さまの需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用された場合、および <u>44 (供給の停止)</u> (2) <u>ロもしくはハ</u> に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1) の免れた金額は、<u>本約款に定められた</u> 供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 か月以内で <u>一般送配電事業者等</u> が決定した期間といたします。</p>
	<p>【削除】</p>	<p>48 供給の中止または使用の制限もしくは中止 <u>非常変災の場合、一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備に故障が生じた場合等やむをえない場合には、一般送配電事業者等により供給時間中にお客さまに給電指令が行われ、電気の供給が中止され、またはお客さまの電気の使用を制限し、または中止していただくことがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、一般送配電事業者等により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。</u></p>
	<p>【削除】</p>	<p>49 制限または中止の料金割引 <u>(1) 当社は、48 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) によって、電気の供給を中止され、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行い料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。</u> <u>イ 高圧業務用電力および高圧電力で契約電力が 500 キロワット未満の場合</u> <u>(イ) 割引の対象</u> <u>力率割引または割増し後の基本料金といたします。</u> <u>なお、日割計算をする場合は、料金の算定期間を 1 か月として算定した場合の基本料金相当額といたします。</u> <u>(ロ) 割引率</u> <u>1 か月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。</u></p>

(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)

(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 特別高圧業務用電力および特別高圧電力ならびに高圧業務用電力および高圧電力で契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。

なお、日割計算をする場合は、料金の算定期間を1か月として算定した場合の基本料金相当額といたします。

(ロ) 割引率

1か月中の制限し、または中止した延べ時間1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D-d}{D}$$

H' = 修正時間 (10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。)

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A-B}{A}$$

H' = 修正時間 (10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。)

H = 制限時間

D = 制限指定時間中の基準となる電力量

(お客様の平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。)

d = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

d aのd、bのAおよびBは、お客様 (特別高圧業務用電力および特別高圧電力に限りま

す。)の受電記録等を参考として、お客様と当社との協議によって定めます。
(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上一般送配電事業者等がお客様に事前にお知らせして行う制限または中止は、1か月につき1日に限って計算に入れません。この場合の1か月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 業務用自家発補給電力、自家発補給電力および予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行い料金を算定いたします。

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
	<p>42 損害賠償の免責</p> <p>(1) <u>託送約款等の定めるところにより、一般送配電事業者等が電気の供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、</u>当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) <u>38 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 47 (需給契約の終了) によって需給契約が終了した場合もしくは 49 (解約等) によって需給契約を解約した場合には、</u>当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) <u>その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、</u>当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>50 損害賠償の免責</p> <p>(1) <u>48 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) によって電気の供給が中止された場合で、それが</u>当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) <u>44 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 57 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、</u>当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) <u>漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、</u>当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>
	<p>43 設備の賠償</p> <p>(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額をそれぞれ賠償していただきます。</p> <p><u>イ (略)</u></p> <p><u>ロ (略)</u></p> <p>(2) <u>お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</u></p>	<p>51 設備の賠償</p> <p>お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額をそれぞれ賠償していただきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>【新設】</p>
VI 契約の変更および終了	<p>44 需給契約の変更</p> <p>(略)</p>	<p>52 需給契約の変更</p> <p>(略)</p>
	<p>45 料金の変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の協議が不調のまま推移した場合、当社は、契約期間の満了前であっても、協議の開始日から3か月を経過したときをもって需給契約を解約できるものとします。この場合、お客さまは他の小売電気事業者へ電気供給を申込み、当社はその手続に必要な協力を行うものとします。また、当社は<u>48 (需給開始後の需給契約の終了または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算)</u>の規定を適用しないものとします。</p>	<p>53 料金の変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の協議が不調のまま推移した場合、当社は、契約期間の満了前であっても、協議の開始日から3か月を経過したときをもって需給契約を解約できるものとします。この場合、お客さまは他の小売電気事業者へ電気供給を申込み、当社はその手続に必要な協力を行うものとします。また、当社は<u>56 (需給開始後の需給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算) (1)</u>の規定を適用しないものとします。</p>
	<p>46 名義の変更</p> <p>電気を新たに使用しようとする方が、事業譲渡、合併、その他の原因により、前に使用されていたお客さまの需給契約に関するすべての権利および義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときは、名義の変更手続きをしていただきます。この場合には、その旨を当社に文書により申し出ていただきます。</p> <p>【削除】</p>	<p>54 名義の変更</p> <p>(1) 電気を新たに使用しようとする方が、事業譲渡、合併、その他の原因により、前に使用されていたお客さまの需給契約に関するすべての権利および義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。<u>つき</u>）を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときは、名義の変更手続きをしていただきます。この場合には、その旨を当社に文書により申し出ていただきます。</p> <p>(2) <u>(1)の場合においても、前に使用されていたお客さまとの需給契約が終了している場合には、6 (需給契約の申し込み) (1)の規定により申し込んでいただきます。</u></p>
	<p>47 需給契約の終了</p> <p>(1) お客さまが、契約期間満了前に需給契約を終了しようと<u>される</u>場合は、原則として、あらかじめその終了を希望する日の3か月前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者等に対して、終了希望日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。</p> <p>(2) お客さまが、契約期間満了をもって需給契約を終了しようと<u>される</u>場合は、原則として、あらかじめ</p>	<p>55 需給契約の終了</p> <p>(1) お客さまが、契約期間満了前に需給契約を終了しようと<u>する</u>場合は、原則として、あらかじめその終了を希望する日の3か月前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者等に対して、終了希望日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。</p> <p>(2) お客さまが、契約期間満了をもって需給契約を終了しようと<u>する</u>場合は、原則として、あらかじめ</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
	<p>め契約期間満了日の3か月前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者等に対して、契約期間満了日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。</p> <p>(3) 需給契約は、契約期間満了をもって需給契約が終了する場合、<u>49</u> (解約等) により需給契約を解約する場合および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了希望日に終了いたします。</p> <p>イ～ロ (略)</p>	<p>契約期間満了日の3か月前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者等に対して、契約期間満了日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。</p> <p>(3) 需給契約は、契約期間満了をもって需給契約が終了する場合、<u>57</u> (解約等) により需給契約が解約または終了する場合および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了希望日に終了いたします。</p> <p>イ～ロ (略)</p>
	<p>48 需給開始後の需給契約の終了または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算</p> <p><u>(1) お客さまが契約電力を新たに設定し、需給契約を更新し、または契約電力を増加された日以降1年に満たないで、需給契約を終了 (当該需要場所において当社との需給契約終了後も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合を除きます。) しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。</u></p> <p><u>イ 契約電力を新たに設定された日または需給契約を更新した日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとする場合</u></p> <p><u>(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日または需給契約を更新した日から需給契約を終了される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用 (供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものいたします。)</u></p> <p><u>(ロ) 当社は、一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまからその金額を申し受けます。</u></p> <p><u>ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとする場合</u></p> <p><u>(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約を終了される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用 (供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものいたします。)</u></p> <p><u>なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、契約電力の増加分と残余分の比であん分してえたものいたします。</u></p> <p><u>(ロ) 当社は、一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまからその金額を申し受けます。</u></p> <p><u>ハ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合</u></p> <p><u>(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用 (供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものいたします。)</u></p>	<p>56 需給開始後の需給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算</p> <p><u>お客さまが新たに電気の供給を受け、需給契約を更新し、または契約電力を増加された後1年に満たないで、需給契約が終了する場合またはお客さまが契約電力を減少しようとする場合には、当社は、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。</u></p> <p><u>(1) お客さまが新たに電気の供給を受け、需給契約を更新し、または契約電力を増加された日から契約電力を減少または需給契約を終了される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって減少契約電力分につき各月の料金の算定に適用された当該料金の20パーセントを割増したものを適用 (供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、または当該需要場所において電気の使用を廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合はその全部について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものいたします。)</u></p> <p><u>(2) 供給設備 (専用供給設備および予備供給設備を除きます。) について、ハの場合を除き、59 (供給設備の工事費等の負担) (1) を減少契約電力 (供給設備の利用期間が1年以上となる部分は除きます。) に適用しないものとして算定した場合の工事費負担金とすでに申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</u></p> <p><u>また、減少にともない供給電圧を変更する場合で、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備を撤去する場合には、すでに臨時工事費を申し受けている場合を除き、臨時工事費として算定される金額とお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額との合計と、新たに設定し、または増加されたことにともないすでに申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</u></p> <p><u>(3) 需給契約が終了したことにより、お客さまのために施設された供給設備の利用期間が1年未満となる場合には、すでに臨時工事費を申し受けている場合を除き、新たに算定した臨時工事費とすでに申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</u></p>

(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)

(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)

なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまからその金額を申し受けます。

ニ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分 (減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。)につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用 (供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。) いたします。

なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分 (減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。) と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまからその金額を申し受けます。

(2) お客さまが契約電力を新たに設定し、需給契約を更新し、または契約電力を増加された日以降1年に満たないで、需給契約を終了しようとされる場合で、当該需要場所において当社との需給契約終了後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときは、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。

イ 契約電力を新たに設定された日または需給契約を更新した日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日または需給契約を更新した日から需給契約を終了される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用 (託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。) いたします。

(ロ) 当社は、一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまが終了された需給契約に関する接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当該需給契約の終了の前後にかかわらず、お客さまからその金額を申し受けます。

ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約を終了される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増したものを適用 (託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。) いたします。

なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、契約電力の増加分

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
	<p><u>と残余分の比であん分してえたものといたします。</u></p> <p><u>(ロ) 当社は、一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまが終了された需給契約に関する接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当該需給契約の終了の前後にかかわらず、お客さまからその金額を申し受けます。</u></p> <p><u>(3) 20 (高圧業務用電力) (4)イまたは 21 (高圧電力) (4)イによって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または別紙 3 (契約受電設備の総容量の算定) によって算定された契約受電設備の総容量 (以下「契約受電設備の総容量」といいます。) もしくは受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を終了しようとし、または 20 (高圧業務用電力) (4)イ (イ) c または 21 (高圧電力) (4)イ (イ) c により契約電力を減少しようとする場合は、(1) または (2) に準ずるものといたします。</u></p> <p><u>なお、この場合、(1) または (2) にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量または受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を増加された日とし、契約電力を減少される日は、20 (高圧業務用電力) (4)イ (イ) c または 21 (高圧電力) (4)イ (イ) c により契約電力を減少しようとする日といたします。</u></p>	
	<p>49 解約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>へ 35 (適正契約の保持) によって、変更を依頼されたお客さまが当社の定めた期日までにその変更を行わない場合</p> <p>ト 38 (供給の停止) <u>に該当し、供給の停止となった事実が解消されないことがあらかじめ明らか</u> <u>な場合</u></p> <p>チ～ル (略)</p> <p>ヲ 需給契約の条項 54 (反社会的勢力との取引排除) を含みます。) に違反した場合</p> <p>ワ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>57 解約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>へ 36 (適正契約の保持) によって、変更を依頼されたお客さまが当社の定めた期日までにその変更を行わない場合</p> <p>ト 44 (供給の停止) <u>によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</u></p> <p>チ～ル (略)</p> <p>ヲ 需給契約の条項 63 (反社会的勢力との取引排除) を含みます。) に違反した場合</p> <p>ワ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
	<p>50 需給契約終了後の債権債務関係</p> <p>需給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権および債務は、49 (解約等) の規定によって当社が需給契約を解約したとしても、消滅いたしません。なお、これには支払義務発生日の到来していないものも含まれます。</p>	<p>58 需給契約終了後の債権債務関係</p> <p>需給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権および債務は、57 (解約等) の規定によって当社が需給契約を解約したとしても、消滅いたしません。なお、これには支払義務発生日の到来していないものも含まれます。</p>
<p>VII 供給方法、工事および工事費の負担</p>	<p>51 需給地点および施設</p> <p><u>(1) 一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものとします。</u></p> <p><u>(2) 託送約款等にもとづき当社と一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている需給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行う場合の一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては、原則としてお客さまと一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。</u></p>	<p>【新設】</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
		<u>旨を当社および一般送配電事業者等または登録調査機関に通知していただきます</u>
VIII 管轄裁判所	53 管轄裁判所 (略)	62 管轄裁判所 (略)
IX 反社会的勢力との取引排除	54 反社会的勢力との取引排除 当社およびお客さまは、次について表明し、保証するものといたします。 (1) 自己または自己の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（以下「自己の代表者等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。 (2)～(6) (略)	63 反社会的勢力との取引排除 当社およびお客さまは、次について表明し、保証するものといたします。 (1) 自己または自己の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（以下、「自己の代表者等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。 (2)～(6) (略)
附 則	1 本約款の実施期日 本約款は、 <u>2025年1月1日</u> から実施いたします。	1 本約款の実施期日 本約款は、 <u>2024年8月1日</u> から実施いたします。
	2 「26 料金の算定および算定期間」について (1) 日本国政府による「 <u>国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策</u> 」における「 <u>足元の物価高に対するきめ細かい対応</u> 」の「 <u>電気・ガス料金負担軽減支援事業</u> 」（以下「本事業」といいます。）にもとづき、「支援補助金」が支給されている期間に本事業の対象となるお客さまの燃料費調整単価は、お客さまに適用される高圧業務用電力および高圧電力の燃料費調整単価から支援補助単価を控除した単価を適用します。なお、本事業の内容に変更が発生した場合は、変更後の内容によるものといたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。 (2) (1)は本事業の終了とともに効力を失うものといたします。	2 「28 料金の算定および算定期間」について (1) 日本国政府による「 <u>デフレ完全脱却のための総合経済対策</u> 」における「 <u>物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援</u> 」の「 <u>電気・ガス価格激変緩和対策等事業費補助金</u> 」（以下、「本事業」といいます。）にもとづき、「支援補助金」が支給されている期間に本事業の対象となるお客さまの燃料費調整単価は、お客さまに適用される高圧業務用電力および高圧電力の燃料費調整単価から支援補助単価を控除した単価を適用します。なお、本事業の内容に変更が発生した場合は、変更後の内容によるものといたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。 (2) (1)は本事業の終了とともに効力を失うものといたします。
	3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い <u>高圧業務用電力または高圧電力の需給契約を締結しているお客さまで供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。</u>	3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い <u>使用電力量または最大需要電力は、29（使用電力量等の計量）(6)の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。</u>
	【削除】	4 供給電気方式および供給電圧についての特別措置 <u>供給電気方式および供給電圧については、一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず交流3相3線式標準電圧10,000ボルト、40,000ボルトまたは60,000ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、10,000ボルトまたは40,000ボルトで供給するときには特別高圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで電気の供給を受ける場合に、また、60,000ボルトで供給するときには特別高圧70,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。</u>
【削除】	5 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 <u>1か月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下、「移行期間」といいます。）における30分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における30分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。</u>	
別紙	1 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定	1 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
	<p>イ (略)</p> <p>ロ 平均市場価格</p> <p>平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における<u>午前6時から午後6時まで</u>の約定単価の単純平均といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ 平均市場価格</p> <p>平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における <u>6時から18時まで</u>の約定単価の単純平均といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
	<p>2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページに掲載いたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申し出の直後の4月から翌年3月（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、取り消された月までといたします。）までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。<u>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</u></p>	<p>2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページに掲載いたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申し出の直後の4月から翌年3月（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、取り消された月までといたします。）までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p>
	<p>【削除】</p>	<p>3 平均力率の算定式</p> <p><u>(1) 平均力率の算定式は、次のとおりといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は85パーセントとみなします。</u></p> $\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100 \text{ パーセント}$ <p><u>(2) 平均力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>(3) 有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>また、平均力率の算定において $\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}$ の計算によってえた値については、小数点以下第1位で四捨五入することにより小数点の端数を処理するものといたします。</u></p>
	<p>【削除】</p>	<p>4 使用電力量等の協定</p> <p><u>使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。</u></p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2024年8月1日実施)
		<p><u>(1) 使用電力量の協定</u></p> <p><u>原則として次のいずれかの値といたします。</u></p> <p><u>イ 過去の使用電力量による場合</u> <u>次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。</u></p> <p><u>(i) 前月または前年同月の使用電力量による場合</u></p> $\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ <p><u>(ii) 前3か月間の使用電力量による場合</u></p> $\frac{\text{前3か月の使用電力量}}{\text{前3か月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ <p><u>ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合</u> <u>使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。</u></p> <p><u>ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。</u></p> $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$ <p><u>ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合</u> <u>参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。</u></p> <p><u>ホ お客さまの電力量の記録による場合</u> <u>お客さまの電力量の記録によることが適当と認められる場合には、お客さまが記録された電力量といたします。</u></p> <p><u>ヘ 公差をこえる誤差により修正する場合</u></p> $\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$ <p><u>なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。</u></p> <p><u>(i) お客さまの申し出により測定したときは、申し出の日の属する月</u></p> <p><u>(ii) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月</u></p> <p><u>(2) 最大需要電力の協定</u> <u>(1)に準ずるものといたします。</u></p>
	<p>3 契約受電設備の総容量の算定 (略)</p>	<p>5 契約受電設備の総容量の算定 (略)</p>